日本行政書士政治連盟千葉会
非常時におけるＷｅｂ会議、電磁的記録及び電気通信回線利用に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、日本行政書士政治連盟千葉会（以下「本会」という。）規約第３１条第１項の規定に基づき、感染症の蔓延、天災、その他の非常時（以下「非常時」という。）における会議の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

（Ｗｅｂ会議システムの利用）

第２条　会長は、非常時のため必要があると認めるときは、Ｗｅｂ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用して会議を開催することができる。ただし、大会については、この限りでない。

（電磁的記録）

第３条　会長は、非常時のため必要があると認めるときは、本会規約第１６条第１項並びに第１７条第１項に定める招集、第１６条第４項に定める書面については、電磁的記録により行うことができる。

（電気通信回線の利用）

第４条　前条に定める電磁的記録は、電気通信回線を利用して送信及び受信することができる。

（規程の改廃）

第５条　この規程の改廃は、本会幹事会の承認を受けなければならない。

附則

１　この規程は、令和３年４月１９日から施行する。